

市第10号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年5月18日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第28条の2に次の1項を加える。

- 5 前各項及び次条の規定にかかわらず、野毛山公園（動物園を除く。）及び金沢自然公園（動物園を除く。）の指定管理者の指定等に関する事項は、横浜市動物園条例（昭和63年3月横浜市条例第11号）に定めるところによる。

別表第1野毛山公園の項を削る。

別表第2の2中

「富岡総合公園（弓道場に限る。）」を

「富岡総合公園（弓道場に限る。）

野島公園 ）」に、

「新横浜公園」を

「新横浜公園

玄海田公園」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

野島公園及び玄海田公園について指定管理者に管理を行わせるとともに、公園の有料施設を廃止する等のため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。